



自分でできる！ 農業所得計算ノート（通常版） 【 記入のしかた（記入要領） 】

農業所得計算ノートの記載にあたって

- ◎ 収入及び必要経費の各項目は、証明書や領収書等をもとに記載してください。
- ◎ 畜産（牛）を営まれている方は、米や野菜に係る経費と畜産に係る経費を仕分けし計算してください。
- ◎ 畜産（牛）の棚卸計算は農業計算ノート（畜産用）を使用してください。
- ◎ 経費のうち、生活分が含まれている場合は、使用状況に応じて按分してください。
（固定資産税、車両の経費、電気代、水道代、燃料代など）
- ◎ 家庭菜園などの自家消費のみで、販売していない場合（事業として農業を営んでいない場合）は、農業所得の申告は必要ありません。（農業以外の所得など申告そのものは必要な場合があります。）
- ◎ 小作料は「不動産所得」として申告する必要があります。
- ◎ 市では、白色申告の方が、農業所得の「収支内訳書」の作成を容易にするために「農業所得計算ノート」を3種類発行しております。経営規模・用途に合わせてご利用ください。
 - ・ 簡易版
 - ・ 通常版
 - ・ 畜産用市発行以外の、市販の計算ノートや、会計ソフトにより計算していただいても構いません。
なお、青色申告用の所得計算は、このノートのみでは計算できませんのでご注意ください。
- ◎ 自宅での申告書の作成、e-Tax（電子申告）による申告、青色申告をおすすめしております。
本書7・8ページをご覧ください。

本書では、概要のみを記載しております。詳細については、下記の資料も併せてご参照ください。

確定申告に関する手引き等【国税庁発行】

- ・ 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（確定申告書B用）
- ・ 収支内訳書（農業所得）の書き方
- ・ 白色申告者の決算の手引き（農業所得用）
- ・ 帳簿の記帳のしかた（農業所得者用）

令和5年分の資料は、令和6年1月に公表される予定です。（一部公表されているものもあります）

税務署、市役所税務課・各総合支所に備え付けるほか、国税庁ウェブサイト（<http://www.nta.go.jp>）にも掲載されます。

配布部数に限りがありますので、在庫がない場合はご容赦ください。

申告に必要な書類（農業関係）

1月1日から12月31日までの、収入に計上すべき金額、必要経費として支払った額が対象となります。

【収入】

- ① 米や野菜、家畜等を出荷（販売）した証明書（金額、数量等が記載されたもの）
【例】・ 米の「販売証明書」（JA出荷の場合）
・ 牛の「売却証明書」（家畜市場から発行されるもの（JA経由で送られるもの））
- ② 米の過年度精算金を受け取った場合には、受取額がわかる書類
- ③ 補助金、交付金等の受取額や拠出額がわかるもの
【例】・ ○○の直接支払交付金の交付決定通知書（東北農政局など国からの通知書類）
- ④ 農業共済の無事戻し金がある方は、受取額がわかる書類
- ⑤ 農作業受委託等を行っている場合には、受取額がわかる書類
- ⑥ 農業収入を管理している通帳の写しや、その他農業に関する所得の受取額がわかる書類
- ⑦ 持続化給付金や経営継続補助金等を受け取った場合には、受取額が分かる書類

【支出】

- ① 農業に係る経費の領収書等（収支計算に使用したすべての書類）
※ 請求書や取引明細などでは領収書の代わりになりませんのでご注意ください。
- ② 新たに農業用機械・車両等を導入した場合には、機種・導入日・導入額がわかる書類
- ③ 営農組合に加入されている方は、営農組合発行の損益計算書等（決算時点のもの）
- ④ 畜産農家（牛）が新たに牛を導入した場合には、導入日・導入額・導入に要した経費（輸送費や手数料）がわかる書類

収入について

① 販売金額	<ul style="list-style-type: none">・ JAからの米の「販売証明書」「肉用牛売却証明書」や販売明細のわかるものをご持参ください。・ 現金販売分（庭先での販売も含みます）、家族名義で出荷した分も販売金額に含まれます。・ 農事組合法人からの従事分量配当（事業従事高による配当）も含まれます。
② 家事消費	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅で消費した分（米・野菜等）、親戚への贈答用も収入になります。・ 金額の算出は、その年の米価や市場価格を参考に算出してください。
③ 雑収入	<ul style="list-style-type: none">・ 国や県、市からの補助金・奨励金など項目にないものは空欄の部分に記入してください。・ 持続化給付金や経営継続補助金等を受け取った場合には、内容や金額が分かるものをご持参ください。

必要経費について

⑧ 雇人費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業を委託した場合に支払った賃金 ※ 家族が従事した場合は経費になりませんが、専従者控除（給与）として計算できる場合があります。
⑨ 小作料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小作料、作業委託料、カントリーエレベータ等の施設利用料、農地の賃借料、農機具の賃借料など
⑩ 減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、農機具、車両等の償却費（10万円以上のもの） ※ 新たに購入したときは領収証をご持参ください。
⑫ 利子・割引料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業のために借入れた資金の支払利息 ※ 元本・元金部分は経費となりません。
① 租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業に使用している、固定資産税や軽自動車税等の税金 ※ 生活用と共用の場合は、事業割合に応じて按分します。 ※ 自宅部分の固定資産税や国民健康保険税、市県民税、所得税は経費となりません。 ・ その他、生産部会等の組合費
㊦ 種苗費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種もみ、苗木などの購入費用
㊧ 素畜費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子牛、子豚などの取得費及び種付料
㊨ 肥料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料、たい肥などの購入費用
㊩ 飼料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料の購入費用
㊪ 農具費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用可能期間が1年未満か取得費が10万円未満の農具の購入費用
㊫ 農薬衛生費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬の購入費用、共同防除の負担金 ・ 牛の削蹄料、獣医支払分
㊬ 諸材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビニール、むしろ、なわ、ブルーシート、苗箱などの諸材料の購入費用
㊭ 修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用 ※ 資産の価値を高めたり、使用期間を延長するような修繕で10万円以上の修繕の場合は「⑩ 減価償却費」での計算となります。
㊮ 動力光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業のために使用した、水道、電気、ガソリン、軽油、灯油などの燃料費 ※ 事業（農業）割合に応じて算定してください。
㊯ 作業用衣料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業に必要な作業衣、長靴、手袋等の購入費 ※ 農作業用以外のものは経費となりません。
㊰ 農業共済掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻、農機具、園芸、家畜等の共済掛金 ※ 自宅の火災保険や生命保険料の掛金は経費となりません。
㊱ 荷造運賃手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷の際の包装費用、支払運賃、出荷手数料
㊲ 土地改良費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の賦課金など ・ 客土費用 ※ 作業効率を上げるための農地の形状変更など、農地の価値を高める工事は経費となりません。
㊳ 雑費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業に関する費用で、上記の経費に当てはまらない経費 ・ 農業新聞の購読料、特別農政賦課金など

前記の項目は、農業に関する費用のみで、家庭での費用は必要経費になりません。

【留意事項】

- ・ 収入については、販売証明書や出荷伝票、売上傳票などを集計してください。
※ 通帳は諸経費を引いた後の金額で記帳されていますので、証拠書類にはならない場合があります。
- ・ 必要経費については、領収証やレシートを科目別に仕分け・集計して転記してください。
なお、JA取扱い分については、「取引明細書」が配布されます。科目別に集計されていますので、参考にしてください。
※ 特に、生活用の灯油や家庭用配置薬など農業以外の費用も含まれている場合がありますので、除いて計算してください。

減価償却について（農業所得）（農業所得計算ノート12～13ページ）

取得した10万円以上の農業用資産について、取得価格の全額を取得年の経費として計上するのではなく、取得価格をその償却資産の耐用年数（月数）で割り、毎年分割して計上していくことです。

取得価格が10万円未満の農業用資産については、㊦農具費（計算ノート（通常版）8ページ）に計上してください。

農業用の「減価償却資産の耐用年数表（主なもの）」は、本書6ページをご覧ください。

【減価償却の計算式（大まかに）】

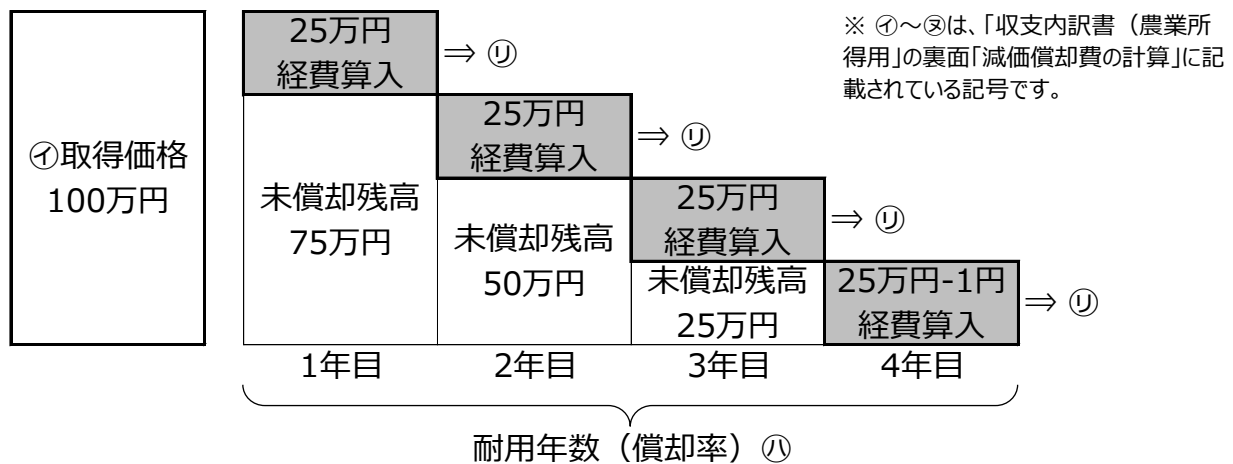
①取得価格 × ⑧償却率 × ③本年中の償却期間（月数） ÷ 12 × ⑦使用割合 = ⑨減価償却費

①取得価格	資産の購入価格 及び 取得にかかった経費の合計
⑧償却率	耐用年数によって、償却率は定められています（6ページ参照） 【考え方】概ね償却率は「1 ÷ 耐用年数」になります。
③本年中の償却期間（月数）	1年（12か月）のうち、資産を所有していた月数
⑦事業専用割合	所有している資産の事業（農業）での使用割合 【考え方】軽トラックを農業40%、生活（買い物、通院等）60%で使用している場合、取得価格の40%を農業の必要経費として計上することができます。
⑨減価償却費	当年の必要経費として計上する金額

【考え方】軽トラックを新車で100万円で購入し、もっぱら農業で使用する場合

耐用年数が4年の場合、取得価格を4分割し、4年間経費として計上するイメージです。

※ 償却資産は、耐用年数の途中で処分したり、中古で購入することもあるため、すべてが下記の図にあてはまるとは限りません。



⑩ 減価償却費（記載例）※この計算表は定額法のみ対応しています。定率法等はご自身で計算してください。

減価償却資産の名称	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月		① 取得価格	② 償却の基礎 になる金額	耐用年 数	⑧ 償却率	③ 本年中の 償却期間
		年	月					
【考え方】軽トラック	1	R5	1	1,000,000 円	1,000,000 円	4 年	0.250	12 /12
【計算例1】コンバイン	1	R5	3	900,000 円	900,000 円	2 年	0.500	10 /12
【計算例2】トラクター	1	H30	12	1,500,000 円	1,500,000 円	7 年	0.143	12 /12

【計算例1】コンバインを中古（平成22年式）で90万円で令和5年3月に購入した場合
 法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。
 年数は次の算式で見積もりますが、計算した年数が2年未満の場合は2年とします。

〔算式〕

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
 ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8) = 耐用年数

この場合は、法定耐用年数（7年）を過ぎているため、①の方法で計算します。
 法定耐用年数（7年）×0.2 = 1.4年 ⇒ 2年未満のため“2年”

- ① 取得価格 購入価格【900,000円】
 ② 償却率 2年なので【0.5】（償却率は概ね「1÷耐用年数」です）
 ③ 本年中の償却期間 3月から12月までの【10か月】
 ④ 使用割合 もっぱら農業で使用するため【100%】

計算式
① 900,000円 × ② 0.5 × (10か月÷12月) × ④ 100% = 375,000円

【計算例2】トラクターを平成30年12月に新車で150万円で取得した場合

前年においても年間を通じて所有しており、耐用年数の間であれば、原則前年と算入額は同額です。

- ① 取得価格 購入価格【1,500,000円】
 ② 償却率 7年なので【0.143】（6ページの年数表を参照してください）
 ③ 本年中の償却期間 年間を通じて所有しているため【12か月】
 ④ 使用割合 もっぱら農業で使用するため【100%】

計算式
① 1,500,000円 × ② 0.143 × (12か月÷12月) × ④ 100% = 214,500円

※ 前年に市の会場で農業申告された方で、新規に取得や処分した資産がなければ前年の情報をもとに計算できますので、受付担当職員にご相談ください。

※ 平成19年3月以前に取得された資産の場合は計算方法が異なります。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)または税務署発行の「収支内訳書（農業所得用）の書き方」をご覧ください。

⑥ 本年分の 普通償却費 (②×③×④)	⑤ 事業専用割 合	⑦ 本年分の必要 経費算入額 (⑥×⑤)	前年未償却残	⑧ 本年未償却残	売却月 処分月	除却損・ 譲渡費用	畜産
250,000 円	100 %	250,000 円	円	750,000 円	月	円	<input type="checkbox"/>
375,000 円	100 %	375,000 円	円	525,000 円	月	円	<input type="checkbox"/>
214,500 円	100 %	214,500 円	624,125 円	409,625 円	月	円	<input type="checkbox"/>

減価償却資産の耐用年数表（主なもの）

（平成19年4月1日以降取得用）

（1）建物

構造又は用途	細 目	耐用年数	償却率 (定額法)
木造のもの	倉庫用・作業場用のもの	15	0.067
	店舗・住宅用のもの	22	0.046
	事務所用のもの	24	0.042
木骨モルタル造のもの	倉庫用・作業場用のもの	14	0.072
	店舗・住宅用のもの	20	0.050
	事務所用のもの	22	0.046
レンガ造・石造・ブロック造の構築物	倉庫用・作業場用のもの	34	0.030
	店舗・住宅用のもの	38	0.027
	事務所用のもの	41	0.025

（2）車両・運搬具

構造又は用途	細 目	耐用年数	償却率 (定額法)
一般用のもの	軽自動車	4	0.250
	軽トラック	4	0.250
	普通貨物車	5	0.200
	普通ダンプ式貨物車	4	0.250
	フォークリフト	4	0.250

（3）農業用減価償却資産

構造又は用途	細 目	耐用年数	償却率 (定額法)
レンガ造・石造・ブロック造の構築物	樋門、用排水路、農用井戸	17	0.059
	貯水そう、肥料だめ、サイロ		
農業用設備（機械・装置）	乗用トラクター	7	0.143
	耕運機、管理機、ハロー、畝立て機		
	たい肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー、暖房機		
	スピードスプレイヤ、噴霧器、土壌消毒器		
器具・備品	コンバイン、バインダー、野菜洗浄機、もみすり機、乾燥機	10	0.100
	ビニールハウス（組立解体等が可能で骨格部分が金属製）		
	ビニールハウス（組立解体等が可能で骨格部分が上記以外）		
	大型コンテナ、温室		
	きのご栽培用ぼだ木	3	0.334

（4）生物

構造又は用途	細 目	耐用年数	償却率 (定額法)
牛	肉用牛（繁殖用）	6	0.167
	乳用牛（繁殖用）	4	0.250
豚		3	0.334

確定申告書は、自宅で作成し e-Tax（電子申告）や郵送等で提出！

申告相談会場は、大変混雑し長時間お待ちいただくこととなります。
ご自宅での申告書作成には国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

1 相談会場に出向く必要なし！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用いただけます。
(メンテナンス時間を除く)

3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、自動で税額を計算できます。

4 前年データが利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

農業所得計算ノートで計算した内容をもとに、自宅でも確定申告書が作成できます。

国税庁 令和5年分 確定申告書等作成コーナー
ご利用ガイド ● よくある質問
収支内訳書(農業所得用)の入力

作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

※ 既に申告した内容を訂正する場合は、下の「トップ画面へ戻る」ボタンをクリックして、トップ画面の「提出」に進んでください。

所

所得税

所得税の確定申告書を作成します(医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除など)。

決 所

決算書・収支内訳書(+所得税)

事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消

消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書(+所得税)」を選択してください。決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

令和4年分の申告書等の作成

入力する方法については、この画面の金額欄に直接入力する項目と、入力したい項目名をクリックし別画面により入力する項目に分かれています。
震災関連経費(注)については、任意科目とのいずれかの選択を行い入力してください。
科目欄が不足する場合は、(注)の欄に入力しなかったものの合計額を入力し、科目名に「〇〇ほか」と入力してください。

収入金額		経費	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
販売金額	1	修繕費	リ
定率消費	2	動力光熱費	ヌ
事業消費金額	3	作業用衣料費	ル
雑収入	4	農業共済掛金	ヲ
小計(1+2+3)	4	荷運賃手取料	ワ
期首	5	土地改良費	カ
農産物の棚卸高	6	その他の経費	ヨ
期末	6	○ 震災関連経費	タ
計(4-5+6)	7		レ
雇入費	8		ソ
小作料・賃借料	9	雑費	ツ
運賃戻り費	10	農産物以外の棚卸高	ネ
貸倒金	11	期首	ナ
利息割引料	12	期末	ナ
租税公課	イ	経費から差し引く 農産物等の買戻費用	ラ
種苗費	ロ	小計(イ～ネまでの計-ナ-ラ)	13
農畜費	ハ	総経費(8~12までの計+13)	14
肥料費	ニ	専従者控除前の所得金額(7-14)	15
飼料費	ホ	事業専従者の氏名等	
農具費	ヘ		
農業衛生費	ト		
諸材料費	チ		

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

「確定申告書等作成コーナー」の「青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー」から「収支内訳書(農業所得用)」を作成することができます。
※画面は令和4年分の入力画面です。

確定申告書等作成コーナー www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

検索

- ◆ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ ☎0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)
- ◆ マイナンバーカード・ICカードリーダライタの設定などに関するお問合せ ☎0120-95-0178 (フリーダイヤル)
- ◆ 築館税務署 ☎ 0228-22-2261 (自動音声によりご案内します)

青色申告を始めてみませんか？

平成31年1月から、青色申告を行っている農業者を対象とした
「農業経営収入保険制度」が始まりました。

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。税制上のメリットもありますのでさっそく取り組んでみましょう。

青色申告制度とは

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろな有利な特典を受けることができる制度です。
 - ・ 青色申告の方は原則として「正規の簿記」の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。「簡易な方式」（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳、⑥農産物受払帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主なメリット

- ◎ 「青色申告特別控除」があります。
 - ・ 「正規の簿記」では55万円、「簡易な方式」では10万円を所得から差引くことができます。
 - ・ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて、**e-Taxによる申告（電子申告）**又は**電子帳簿保存**を行うと、**引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。**
 - ※ 令和2年分（2020年分）から青色申告特別控除額の適用要件が変わりました。
- ◎ 青色専従者給与の必要経費算入ができるようになります。（青色事業専従者給与に関する届出書の提出が必要です。）
 - ・ 仕事の内容や従事の程度に応じて、家族に支払った金額を必要経費とすることができます。
- ◎ 「損失の繰越し」と「損失の繰戻し」ができるようになります。
 - ・ 事業から生じた純損失の金額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰越しすることができます。
 - ・ 純損失の繰越しに代えて、前年分の所得金額に繰戻して還付を受けることもできます。
 - ※ 市・県民税（地方税）では繰戻することはできません。所得税（国税）のみとなります。

新たに青色申告を始めるためには

個人の場合、青色申告をしようとする3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」に必要事項を記載して、所轄の税務署に提出する必要があります。

※ その年の1月16日以後に新たに開業された方の提出は、開業の日から2か月までとなります。

記帳の仕方がわからない方へ

税務署では、帳簿のつけ方から決算・確定申告の手続きまで、無料の「記帳指導」の機会を設けております。希望される方は、築館税務署（☎0228-22-2261）までお問い合わせください。

詳しくは

- ◆ 青色申告に関すること
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> の「刊行物等」から入り、「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？ 青色申告！」をご覧ください。
- ◆ 農業経営収入保険制度に関すること
農林水産省ホームページ <https://www.maff.go.jp>
または 宮城県農業共済組合（NOSAI宮城）県北支所 ☎0220-22-8411